

市民後見について (所：桑名市社会福祉協議会 時：2014/06/09)

【定義】

市民後見人とは

「弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識や技術・態度を身につけた良質の第三者後見人」

【特色】

- ・親族ではない → 任意後見制度には不向き
- ・専門職ではない第三者 → 専門職でなくても対応できるケース
 - 復雑な法律問題や紛争がない
 - 生活の見守りなど身上監護が中心
 - 後見報酬を前提としない活動
 - 選任のプロセス・後見人としての責任は不変
- ・スーパービジョンの必要性 → 後見監督人の選任

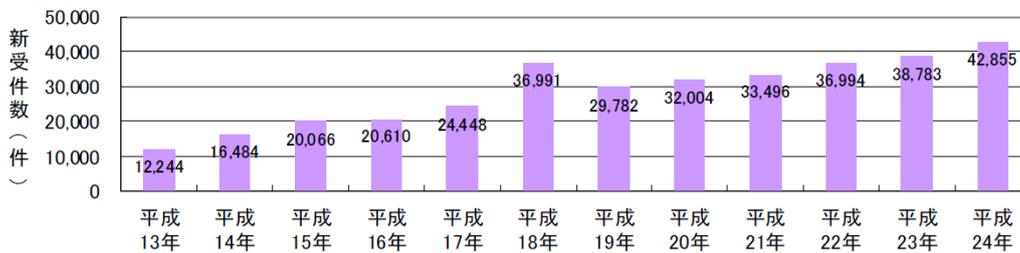
【役割】

- ・基本的には、いい意味で世話好きな良き隣人
- ・被後見人の今の生活の安定と維持の支援（地域生活の継続支援）

【背景】

- ・ケースの増加と専門職の人的限界
- ・親族後見より第三者後見の割合増加（親族以外が全体の 57.8%）

【図7】 成年後見関係事件の新受件数の推移



【その他】

- ・市民後見人の立ち位置（イメージ図）

